

(第一類 第九号)

衆議院 第百八十五回国会 経済産業委員会議録

平成二十五年十一月八日(金曜日)

出席委員

理事	塙谷	立君	理事	鈴木	淳司君
理事	宮下	一郎君	理事	山際大志郎君	
理事	渡辺	博道君	理事	田嶋	要君
理事	今井	雅人君	理事	江田	康幸君
	久松	同上		大庭	易一君

元老	石崎 越智 大見 佐々木 白石 田中 江口 根本 細田 宮崎 八木 枝野 岸本 木下 三谷 英弘君	微君 隆雄君 正君 紀君 徽君 良生君 清人君 幸典君 健一君 謙介君 哲也君 幸男君 周平君 清美君 德君 智彦君	和親君 電一君 岩田 大西 勝俣 孝明君 清水 誠一君 菅原 一秀君 展英君 富澤 博之君 福田 達夫君 牧島かれん君 宮崎 政久君 山田 美樹君 小川 淳也君 近藤 洋介君 伊東 信久君 丸山 魁高君 塩川 鐵也君 青柳陽一郎君 稲高君	西山 圭太君 関一君 岩田 和親君 (經濟産業省大臣官房審議官) (經濟産業省大臣官房審議官) (經濟産業省大臣官房審議官)
經濟產業大臣	同日	委員の異動		
經濟產業副大臣	十一月八日			
厚生労働大臣政務官	十二月一日	辞任		
經濟產業大臣政務官	同日	補欠選任		
政府参考人 内閣官房日本本經済再生総 合事務局次長	飯塚 厚君	辞任		
政府参考人	赤石 田中 赤羽 一嘉君	根本 敏充君 敏充君 清美君 清美君	牧島かれん君 大西 英男君 政久君 政久君	
	松島みどり君	和親君	宮崎 健一君	
	大西	和親君	宮崎 健一君	
	清水	和親君	宮崎 健一君	
	牧島かれん君	幸典君	宮崎 健一君	

小川 淳也君
辻元 清美君

本田の会議に付した案件

竞争力强化法案(内閣提出第三二〇)

卷之三

○富田委員長 これより会議を開きます。

ます。

本審査のため、本日、致

官房日本經濟再生総合事務局次長飯塚厚若 内閣府
府山城活生氏進撫至總長代理畠山誠一郎君、總務

省大臣官房審議官平嶋

宮野甚一君、經濟產業

業省經濟產業政策局長

官北川恒允君及び中少

すが、御異議ありませ

○畠田委員長 御異議

卷之三

卷之三

ます。山田美樹君。

美樹でござります。

である産業競争力強化

卷之三

卷之三

○山田(美)委員　自由民主党東京一区選出の山田
美樹でございます。
アベノミクス第三の矢、経済成長戦略のかなめ
である産業競争力強化法案について質問のお時間
をいただき、心より御礼申し上げます。

し、財務面の見直しによって収益を改善すること
で会社の業績がよくなるのを実感できた反面、そ
の成果を日本本経済全体へつなげていくのは非常に
難しいという悩みがありました。

七九

税、規制改革、知的財産など、制度面での環境整備の二つが柱だと言われます。前者は、医療とエネルギーとインフラと、地

域、農業、観光の四分野に限られており、後者は、全ての産業分野に横断的な政策なので、おのずと最大公約数的なものにならざるを得ません。

ターゲティングボリシー」と環境整備の中間に位置するような政策、例えば、ビジネスを実際に推進していくための人とノウハウを結実させていくための従来型ではない新しい政策が求められます。

国の経済政策と企業の経営努力がどのように相まって日本経済の再生を進めていくのか、産業競争力強化における政府のかかわり方について、お

○茂木国務大臣 経済産業省に入省され、そしてまた内閣でも副長官補室におきまして企業の再考えをお聞かせください。

生、産業の再生、地域再生に取り組み、さらには企業経営の前線にも立つてこられた山田委員が、この産業競争力強化法の審議のトップバッターに

立たれる、非常に象徴的なことだ、こんな思いを持ちながら今の質問を聞かせていただきました。恐らく、城山三郎さんが「官僚たちの夏」を書いた

た状況と今の日本は少し違つてゐる、こんなふうに思つておりますして、産業競争力の強化に向けた個々の企業の具体的な取り組みはあくまで民間の

自発的な判断によつて行わるべきものであり、政府の役割は基本的にこのようない民間の活力であつたりとか努力、イニシアチブというものを支

我が国の産業競争力の強化のため、我々は、日
本の環境整備ということがになつてくると
考えております。

本経済が持つております三つのゆがみ、過少投資、過剰規制そして過当競争、これを是正するため最も重要な役割を果たすこの法案も、基本的

な認識はこういうところに置きながらさまざまなもの規定を置いているところであります。
具体的には、法案に大きく三つの措置を盛り込んでおります。

業実証特別制度、さらには企業が新事業を行う場合に事前にその事業が適法かどうか確認できる制度、グレーゾーン解消制度、いわゆる入居者と所有者の間で年間の設備投資額を現在の六十三兆円から一割増加させて、リーマン・ショック前の水準七十五兆円以上とすべく、大胆な支援措置を実現しています。

そして、三番目に、過当競争の解消のために、税でのインセンティブを含めて大胆な産業再編をして、我が国産業全体の競争力を大きく引き上げていきたいと考えております。

企業がみずから意図でこれらの措置をうまく活用して積極的な取り組みを進めることによって、我が国産業全体の競争力を大きく引き上げていきたい、このように考えております。

○山田(美)委員 ゼひ強い力で民間の動きを後押しさせて、いつていただければと思います。

次に、産業競争力強化のための施策を実行するための体制についてお伺いいたします。

今回の法案では、戦略を強力に実行していくための仕組みとして、五年間の集中実施期間の具体的なアクションプランを実行計画として策定し、総理のイニシアチブによって定期的に検証する」と、計画の実行が進まない場合は担当大臣は追加的な措置を講ずる義務があることなどを法案に盛り込んでいます。代替案まで含めて担当大臣にコメントを求めるのはこれまでになく、大きく踏み込んだものと言えます。

これまでも、閣議決定などに基づく戦略のアクションプランの中に数年後にレビューを行うことが盛り込まれていて、各アクションプランに対し、関係省庁が事務レベルでレビューを行うことがあります。実際には、事務的な作業として各施策の進捗状況の一覧表をつくり、取りまとめた結果を形式的に担当大臣の名前で公表するものが多くてほとんどであり、よほど政治的な要請がない限り

り、担当大臣がみずからレビューにかかるるといふことはまれでした。

によって、担当大臣に対しても強制力が増すとお考えでしょうか。政策の実行力を確保するには、行政よりもむしろ

ろ政治の側の責任によるところが大きいと言えます。行政が政策課題に継続的に取り組むのに対しして、政権の側はその時々の世論にアピールするよ

うな施策を打ち出さなければならず、政権が掲げる目玉戦略には賞味期限があるのも事実です。結局は、政権の安定に頼らざるを得ず、たとえ閣僚

が交代した場合でも、どこまで当事者意識や責任感、使命感を持ち続けることができるのかという点に政策の実効性がかかっています。

○松島副大臣 お答えいたします。
政務の立場からの御決意をお聞かせください。

に、小泉内閣のもとで役人という立場で産業再生や地域再生、そういうお仕事を務められ、さらには民間企業に転じられ、そして今は政治家という

道を歩まれている。そうした中で、つくられた制度、つくられた法律が実際にどのように効力を發揮するか、その実効性ということに非常に関心を

持たれているものと考えます。
この法律に基づいて、当面三年間で確實に実行
していくべき内容を盛り込んだ実行計画というも

のを策定してまいります。
そして、その実行計画の中にはいろいろな施策
が含まれるわけですけれども、その施策ごとに担

当大臣及びその実施期限を明確に書き込んでまいります。こうすることによって、担当大臣の責任のもとで施策を確實に実行していく考え方でござい

そうした上で、毎年度一回、当該施策の進捗状況を政府としてもそのスピードがどうであるかとます。

いつたことをしっかりと評価し、経済社会情勢の変化なども踏まえて実行計画を見直すことも法律上明確化することにしておりますけれども、成長

臣が同一の場合は、この制度が規制所管大臣に規制の再点検を促す引き金にはなりにくいという問題もあります。

議ですか国家戦略特区などどのように運動を図っていくのでしょうか。お考えをお聞かせください

○松島副大臣 お答えいたします。

の実現に向けて、その事業を所管する省庁が関与する仕組みであります。委員もよく御承知のとおりでございます。

を所管している大臣と規制を所管している大臣が同じである場合、企業が事業を所管している大臣からサポートを受けられず、その提案の実現が難しくなるのではないか。そうした場合であっても、当該省庁は、安倍政権の基本姿勢に基づいて、産業競争力の強化とこの法律の目的を踏まえてできる限り前向きに対応していく、そのよう確信しております。

個人の企業の切身な道を取ることをもめかしむる会は、その企業から規制改革会議の規制改革ホットラインに相談していくことになります。その相談を受け、内閣府が「反対している」というか、「ぐずぐずしている」関係省庁に対し、法案の目的に沿ったしかるべき対応を保す、そういうことも起こつてまいります。

そして、この制度運用の透明性を高めて、法案の目的に沿った取り扱いがなされることを担保する取り組みといたしまして、企業実証特例制度の運用状況につきまして、定期的なフォローアップ

を行うことを考えていました。特に、この規制はおきにかかるといふことで多くの企業が同じような申請をするような重要案件につきましては、産業競争力を会議や規制改革会議の場において、各省庁の対応状況や結果などを検証する、そういうことをあわせて考えております。

○山田(美)委員 せひほかのいろいろな経験と連携しながら、制度の実効性を高めていただきたいと思います。

次に、この制度が企業の便から見て使いやすい制度かどうかという点からお伺いいたします。まず、日ごろの業務の中で事業所管官房との接

点が余りない企業に対しても、新しい制度の存在を周知する必要があります。場合によつては、企業からの個別の相談に応じて、該当する規制が何

なのが、関係省庁がどこなのか、当該企業から詳しく述べて、申し立ての内容を明らかにしていくことが必要となる場合もあるでしょう。制度

の公表の仕方や個別の問い合わせへの対応などについて、具体的にどのようにお考えでしようか。また、事業所管官庁と日常的に接している企業

で、既に新制度の内容をある程度わかつておられる企業にとっても、実際に特例が認められるかどうかの予見可能性を高めることは重要な課題で

す。企業みずからが安全性を確保する措置を講ずるには、新たな投資が必要な場合も考えられます。その企業が事業計画・投資計画・収益見通し

をつくつていくに当たって、特例措置が認められるか否か、認められるまでにどのくらいの時間がかかるのかという不確実性は、ビジネスを行う上

でのリスクになりかねません。
規制の緩和の方法が法改正を伴うものなのか、
政省令の改正で済むのか、あるいはより長期的に

審議会などで検討すべきものなのかにもよりますが、いずれの場合も可能な限り迅速な対応ができるよう、何らかのガイドライン的なものを示すべ

きかと思いますが、いかがでしょうか。
○松島副大臣　まさに委員おっしゃいますように、企業が壁にぶつかる、何か新しい事業をしようと

うとするのにとにかく待つたをかけられたときには、一体、どの役所のどの法律にひつかかるのか、一般的企業の方はなかなかおわかりにならない。特に中小企業の場合はどこへ言いに行けばいいかわからない、そういうことは本当にたくさんあります。

そういった観点から、経済産業省では、各経済産業局に相談とか申請の窓口を設ける。それを経済産業省のホームページで明らかにすることはもちろん、それ以外にも、一般の方々、特に中小企業の方がふだん目にするのは、自治体の広報、私どものところですと区報。これはよく読んでいるけれども、経済産業省が何をやっているかの政策とか政府広報などなかなか見ないので、こういった自治体の広報などでもこういうことをやろうとしているんだということを知らせてもらつて、それが端緒になればいいと考えております。

そしてまた、実際に時間がかかるようになると、委員は事実関係をよく御存じのように、法律を変えるなぎやいけない場合、政省令を変える場合、あるいは通達や告示によつて新しいことを設ければいい場合、いろいろなレベルによつてかかる時間も変わつてくる。そういうことの見通しが立たないと、企業は、資金の調達をどうするのか、そして投資をどうするのか、いつごろまでにどういう準備をすればいいのか、わからなくて困ると思います。

ですから、法律改正で時間がかかるような場合でも、方向性として、この規制は撤廃するとか緩和するとかこのように改めるといった対応の方針が決まつたら速やかにそれを当該企業にお知らせして、意欲ある民間企業がタイミングを失することがないよう準備ができる、そういう制度もきっと進めてまいります。

○山田(美)委員 ゼヒ、自治体や地域とも協力して、わかりやすい迅速な取り組みをお願いいたします。

次に、今回の産業競争力強化の目玉施策の一つ

として、国内市場での過剰供給や過当競争で消耗している企業や業界に対し事業再編を促す取り組みが盛り込まれています。過去には、水力発電の分野で、世界の競争に打って出るために、業界三社が事業統合して一つの株式会社となつた例もあり、後に続くような事例が期待されます。

しかし、一言で競争力を高めるための事業再生策を促すとしても、状況は業界ごとにさまざまです。業界全体の成長が見込めない成熟産業で、過

新供給による構造不況に直面している業界では、事業再編の必要性をみずからも実感していく、政府による後押しのが有効となるかもしれません。

他方、今後も市場全体の成長が見込まれる成長産業の場合、あるいは、業界の特性、企業の風土から、各社のライバル意識が非常に強い場合は、

この制度が存在するというだけでは事業再編を仄めかすことは難しいですし、そもそも、政府が関与すべきなのかどうか難しい判断を迫られます。民間

○松島副大臣　委員がおつしやるとおりに、企業の経営判断に政府がどこまで踏み込むべきなのか、お考えをお聞かせください。

活動というのは、民間の企業がそれぞれの経営判断で日々努力して行っていくものだと思います。それに對して、企業の中でも矛盾がある、例え

ば、中堅や若手の方々が、これはこう変えないとい
この産業の未来はない、せつかく伸びる産業なの
にこういうたたき合いを国内でやつていたらだめ

じゃないか、ライバル企業にもいいところがあるから手を結ぼうとか。さつき水力発電の例を言われましたけれども、重電メークー三社が水力発電

部門を切り出して、国内ではもうそれほど水力発電というのは新規設備を導入するところはありますから、海外に打って出るのに必要だということ

とで、切り離して、三社が一つになつて大きな効果を生み出した。

これをいろいろな形で後押しするのが我々政府の仕事だと思っております。

れをいろいろな形で後押しするのが我々政府の仕事だと思っております。

して、統合などによって既存の経営資源をより有効に活用することでグローバル市場、海外市場に打って出るような事業再編に取り組む企業に対して、例えば、親会社の出資や融資の七割を限度に準備金として積み立てて損金に算入させる、といった課税負担を軽減することを可能にする税制措置も設けます。こういったことで背中を押す機能が働いていくと思います。

また、金融面におきましても、特定事業再編を実施するため必要となる資金について、株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関を通じた長期低利子の融資を行ったり、独法の中小企業基金整備機構による債務保証を行うことなどによつて有利になる。こういうチャンスもあるんだから踏み切らうじゃないか、そう思つていただけるよう、このような税制や金融の措置をつくつて、事業再編を後押しする形の政策をこの中に盛り込んでいるところであります。

○山田(美)委員 ゼひ、さまざまな施策を組み合わせて取り組んでいっていただきたいと思いま

す。

この事業再編措置の中、政府は市場構造に関する調査を行い、その結果を公表するものとすると定めています。公表される調査結果によつては、政府による当該業界への圧力にならないかという批判がありますが、調査対象の選定や公表の仕方などについて、具体的にどのようにお考えでしょうか。

○松島副大臣 先ほど申しましたように、あくまでも決定するのは民間企業であります。でも、現実に、過剰供給が長く続いている、過当競争になつている、そういう業界、市場というものがござります。市場の動向というのは、各社がつかむよりも、政府が客観的な調査によつて明らかにした方が、非常に理解をされやすいものだと思ひます。

これは、広く経営者や、あるいは投資家、金融機関の皆さんとの問題意識を喚起するとともに、事務再編に向けた経営者の判断に資する材料を提供

具体的には、各大臣が所管する業種について、つまり各省それぞれですけれども、幾つか考え方があるのが、例えば、「一定期間における商品やサービスの価格動向。ずっと僅上がりしているとか、実勢価格が下がっているとか。二つ目で、その事業分野における企業の収益率の推移。たたき合いで収益率がずっと落ちているとか。三つ目で、いたしまして、これらの業界の国内市場と海外市場の比較。そういった市場構造に関して調査をし、公表することを考えています。

既に各省庁が実施している調査があれば、必要に応じてその結果も活用することとなつてまいります。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

最後に、産業競争力強化法案を目指す産業の新陳代謝の新の部分であるベンチャー企業の支援について、中小企業政策全般とあわせてお伺いいたします。

日本の開業率が欧米に比べて低いことは、私が知る限りでも二十年以上前から指摘され続けてきた問題であり、政府もさまざまな支援や優遇措置を講じてきましたが、いまだに目に見える効果が出ていないのが現状です。

先日、太学一、二年生の方々を相手に、経済の成長戦略についてというお話をさせていただきました。中小企業という言葉を聞いてどんな会社をイメージするかと聞いたら、半沢直樹のお父さんの会社、ベンチャーエンタープライズという言葉でどんな会社を思い浮かべるかと聞いたら、IT企業という答えが即座に返つてきました。

経済政策にかかわっている者の立場からすると、大企業、中小企業、小規模企業、そしてベンチャー企業という枠組みで物事を捉えがちですが、その考え方で本当に正しいのか、改めて考えさせられるときがあります。

大企業は強い、恵まれている、それに対してもそういういう材料を提供するために行うものであります。

小企業は弱い、小規模企業はもつと弱い、ベンチャーエンタープライズはリスクが高いという考え方ではあります。中小企業だからこそ大きな会社とは違つてすぐに決断し実行をさせる、自分で起業すれば自分のキャリアや働き方を自分でマネージできる、何千人に一人という確率で大成功をおさめた有名な起業家でなくても、身近なロールモデルに教多く接するということが、若い世代に起業を促す貴重な経験になることは言うまでもありません。

女性の起業への意識も高まりつつあります。私の地元の選挙区にも、すてきな女性経営者、女性起業家がたくさんいらっしゃいますし、私の世代にも、みずから起業して活躍される女性が教多くいらっしゃいます。皆それぞれ成功に至るまでに、孤軍奮闘で本当に苦しい思いをしておられます。これから起業する可能性がある方一人一人が心中に潜在的に持っている、こんなことがしたいという小さな夢から、一步前に踏み出せるような支援策をぜひお願いしたいと思います。

今回の法案で、創業支援についてどのように態合的な取り組みが行われているのか、今後の我が国におけるベンチャーエンタープライズのあり方にについて、お考えをお聞かせください。

○茂木国務大臣 確かに、半沢直樹の半沢ネジを見ると、小規模企業は弱い立場だ、こういう思想を持ちますけれども、すばらしい技術を持つた会社もたくさんあると思います。そして、ホンダやソニー、こういう会社も、もともとは小規模企業、ベンチャーエンタープライズでありました。さらに、大きくならなくとも、ある一定の分野で、ある一定の素材や部品において、やはりこの会社がないとやつていけない、ビジネスが成り立たない、そういう非常にすぐれたニッチ企業というのも存在するんだと思います。そういう人たちがもつと希望や元気を持ってるような経済社会を我々はつくつていいみたい、こんなふうに思っております。

現在、例えば、日本において開業率が上がらない原因、いろいろあると思うんですけれども、起業に対する意識改革も必要だと思います。そういう意味で、私も先日、大学で講義をやつてきましたけれども、先生もそれをやつていただきたい、こういった若者に対する意識の喚起も重要な要素だと思います。

同時に、日本の場合、起業家に対する資金の提供であつたりとか経営のノウハウを提供する、こういったことも十分ではないという側面があると思います。

アメリカはベンチャーの国、起業の国、こんなふうに思われるがちですけれども、恐らく、一九六〇年代、七〇年代のアメリカのホームドラマを見ていますと、ベンチャー企業というのは出てきません。主人公はほとんど大企業のサラリーマンか医者、弁護士です。スーパーマンも、デイリーブラネット社という新聞会社に勤めていたわけあります。八〇年代ぐらいからベンチャーキャピタルというのが生まれて、そこに國も支援措置をすることによって十分な資金供給が行われた。こういう側面が大きいんだと思います。

さらには、スピンドルであつたりとかカーブアワットなど事業再編を促進する構造改革、こういったものがおくれている側面がある、こんなふうに考えております。こういったことも踏まえて、今回の産業競争力強化法案では、経営支援能力が高いベンチャーファンドを認定して、あわせて認定ベンチャーファンドに対する企業からの投資を促進する新たな税制措置を設けました。また、地方自治体と民間の支援事業者が連携して行う創業支援に対する支援措置も盛り込んだところであります。

スピンドル、カープアウト。言つてみると、一つの企業というのは文化を持っています。その一つの固まつてしまつた文化の中ではなかなか育たない新しい事業がカープアウトされる、スピンドルするということで、その跟つている経営資源人材を使う、そういう意味でも非常に大きな意

味があるのではないか、こういったことに対する支援も行つていただきたい。

そして、六月に定めました日本再興戦略で、日本としてこれから開業率一〇%を目指す、この目標を一日も早く達成できるように全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山田(美)委員 ぜひ、将来の開業率一〇%の目標達成に向けて、全力で私も頑張ってまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

○富田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 公明党的國重徹です。

本日は、今回の臨時国会の目玉の一つである、産業競争力強化法案についての質疑をさせていただきます。

今回の臨時国会は成長戦略実行国会と銘打たれており、総理も、先日の所信表明演説の中で、大事なのは実行であり、もはや作文には意味がないというふうにおっしゃいました。今回の産業競争力強化法案の肝も実行です。

それでは、これまで何が実行されず、今回は何が実行されるのか。実行、実行、実行と繰り返されますが、それでも、その実行の中身は一体何なのか。国民の皆さんにわかりやすい、期待の持てる説明、またメッセージを、大臣、よろしくお願ひいたします。

○茂木国務大臣 成長戦略、委員おっしゃるようになに行ることが極めて重要であります。同時に、スピード感を持つて実行することが重要だと思つておりますし、例えば税制改正、御案内のところ、毎年年末の恒例行事であります。これは秋に税制改正を行うということを、恐らくここ数十年の中では初めて既に実行させていただいたところであります。

さらに、岩盤規制と言われる規制も、この産業競争力強化法を目指して三つの是正の一つであります過剰規制を直していくという意味から現在取り組んでおります。既に、六十年間統いてきた電力の地域独占を変えていくための電

気事業法の改正、第一弾も、衆議院では可決をしました。

そして、これから参議院の方で審議が行われることになります。また、医療機器の開発の問題さらには再生医療の実用化などを推進するため、薬事法の改正等も行つてていきます。

IPS、日本は山中教授のノーベル賞の受賞に象徴されるように、研究開発は相当先を行つてます。しかし、再生医療であつたりとか創薬の製品

といった状況を一気に我々として変えていきたい、このように思つております。

そのための実行体制も政府一丸となつてつくつていくことにしておりまして、規制改革を進め、そしてまた産業の新陳代謝を進めるといつたことをこの法案を中心にして一気に進めてまいりたい、そのように考えております。

○國重委員 大臣、よろしくお願ひいたします。

今回の産業競争力強化法案を作成するに当たつて、これまでの産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、いわゆる産活法についてお伺いします。

本法案の六条では、産業競争力の強化に関する実行計画を作成し、これを公表し、少なくとも毎年一回、重点施策の進捗状況、その効果に関する検証を行い、必要があると認めるときは改定する旨が定められています。

ただ、今回のアベノミクス、新政権、国民が非常に期待しております。この一、二年が勝負だと思つております。そういう点からしますと、重点施策によつては、一年に一回ではなくて、半年あるいは三カ月に一回程度でも検証を行い、改定していくということも、場合によつては必要になつてくると思います。

進化し続ける成長戦略という観点からして、どの程度の頻度で検証を行つていくのか、政府の見解をお伺いします。

○菅原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員が申されたように、この法律では、少な

くとも毎年一回見直すことになつてございますけれども、御指摘のとおり経済はまさに生き物でございまして、経済環境が急激かつ大きく変化するといふことも十分想定されます。その場合には、一年を待たずして必要な政策対応をとるといふことが十分考えられるわけでございます。そこはや

八割以上の案件が計画期間中に法律の求める生産性の向上を実現いたしております。

ただ、冒頭申し上げたように、基本的な目的は、過剰設備とか過剰債務を解消することであるために、薬事法の改正等も行つてまいります。

そのための実行体制も政府一丸となつてつくつていくことにしておりまして、規制改革を進め、そしてまた産業の新陳代謝を進めるといつたことをこの法案を中心にして一気に進めてまいりたい、そのように考えております。

○國重委員 大臣、よろしくお願ひいたします。

本法案の六条では、産業競争力の強化に関する実行計画を作成し、これを公表し、少なくとも毎年一回、重点施策の進捗状況、その効果に関する検証を行い、必要があると認めるときは改定する旨が定められています。

ただ、今回のアベノミクス、新政権、国民が非常に期待しております。この一、二年が勝負だと思つております。そういう点からしますと、重点

施策によつては、一年に一回ではなくて、半年あるいは三カ月に一回程度でも検証を行い、改定していくということも、場合によつては必要になつてくると思います。

進化し続ける成長戦略という観点からして、どの程度の頻度で検証を行つていくのか、政府の見解をお伺いします。

○菅原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員が申されたように、この法律では、少な

くとも毎年一回見直すことになつてございますけれども、御指摘のとおり経済はまさに生き物でございまして、経済環境が急激かつ大きく変化するといふことも十分想定されます。その場合には、一年を待たずして必要な政策対応をとるといふことが十分考えられるわけでございます。そこはや

はり機動的に、必要に応じて政策の評価をする。評価の次第は、要するにこの政策は今の経済環境の実態に合わないということが明確になればそ

の都度政策の見直しにつなげていくということで、例えば三ヵ月ごととか六ヵ月ごとという定期的な頻度ということはありませんけれども、状況の変化があれば、機動的にまずは担当大臣がその仕組みが産活法には盛り込まれていないということで、新しい産業競争力強化法をキードライバーにしながら、三つのゆがみをしっかりと是正していくことに思つております。

そのための実行体制も政府一丸となつてつくつていくことにしておりまして、規制改革を進め、そしてまた産業の新陳代謝を進めるといつたことをこの法案を中心にして一気に進めてまいりたい、そのように考えております。

○國重委員 大臣、よろしくお願ひいたします。

本法案の六条では、産業競争力の強化に関する実行計画を作成し、これを公表し、少なくとも毎年一回、重点施策の進捗状況、その効果に関する検証を行い、必要があると認めるときは改定する旨が定められています。

ただ、今回のアベノミクス、新政権、国民が非

常に期待しております。この一、二年が勝負だと思つております。そういう点からしますと、重点

施策によつては、一年に一回ではなくて、半年あるいは三カ月に一回程度でも検証を行い、改定していくということも、場合によつては必要になつてくると思います。

進化し続ける成長戦略という観点からして、どの程度の頻度で検証を行つていくのか、政府の見解をお伺いします。

○菅原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員が申されたように、この法律では、少な

くとも毎年一回見直すことになつてございますけれども、御指摘のとおり経済はまさに生き物でございまして、経済環境が急激かつ大きく変化するといふことも十分想定されます。その場合には、一年を待たずして必要な政策対応をとるといふことが十分考えられるわけでございます。そこはや

今、産業競争力会議また規制改革会議と出まし